

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会  
電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ（第4回）  
議事要旨

日時：令和3年11月2日（火）16:00～17:23

場所：経済産業省別館946会議室、オンライン会議

出席者：

<委員>

山内 弘隆座長、安藤 至大委員、後藤 元委員、高村 ゆかり委員、堤 あづさ委員

<経済産業省>

小川 要電力基盤整備課長

<説明者>

電力広域的運営推進機関 大山 力理事長、岩男 健佑事務局長

議題：

- (1) 今後の電力システムにおける電力広域機関の役割の方向性について
- (2) 組織体制のアクションプランの進捗と今後の方針について
- (3) 電力広域機関における組織運用について

議事概要（自由討議含む）：

- 事務局より資料3に基づき説明
- 電力広域的運営推進機関より資料4、事務局より資料5に基づき説明
- その他、委員からの主な意見

**資料3 今後の電力システムにおける電力広域機関の役割の方向性について**

(委員)

- 次の議論につなげる意見として、本ワーキングの最後の会合から約1年経過しているが、この間、エネルギーや電力広域機関の役割を巡って非常に大きな変化が起きているという認識を共有している。需給ひっ迫の対応が象徴的だが、需給調整を担う役割と、2050年カーボンニュートラルに向けて、再生可能エネルギーを2030年、あるいは2030年を超えて導入していく際に、発電コストのみならず、系統に統合していくシステムコストをどのように下げられるのか、再生可能エネルギーを効率的に拡大できるかという観点からも、電力広域機関の役割が更に重要になる。

- 電気事業法、再エネ促進法の改正により、買取制度の運用における費用調整や太陽光発電設備パネルの廃棄等費用の管理も含めて来年の4月から法令上の役割が追加される。電力広域機関の役割が非常に重要になるがゆえに、組織体制の独立性・中立性が外見的にも内部においても担保されるためには、どうすればよいのかという点をあらためて確認する必要がある。

#### (委員)

- kWに注目するだけでなく、kWhにも配慮が必要になったということが大きな変化であり、適切に対応するためにも、電力広域機関に求められている役割の重要性が更に増している。体制作りでも必要な取組が多々ある。電力広域機関の中の問題というよりもっと大きな問題として、電力広域機関にどこまで何を求めるのかという点を今後考える必要がある。
- 諸外国における燃料価格の値上がりのみならず、電気料金の値上がりを踏まえてでも、停電が発生している状況を受けて、我が国では、電力広域機関が供給力確保に尽力しているのはありがたいし、最大限取り組んでいただきたい。しかし、電力の価格が非常に上昇し、人々が利用できなくなる、電気を使うことに制約を感じるようになる、電力不足を起こさないという供給サイドの取組と価格だけでどこまで対応できるのかが気になる。例えば、電力不足を起こさないという供給力を増やす取組だけではなく、節電要請や様々な需要をカットする取組を通じて、需要側に対する抑制の働きかけの組合せによって、電力を必要な所に届けていくことを考えなければならない。需要家にとって納得感がある電力の取り巻く情報提供とはどういうものなのか、世界的な変化によって、エネルギー価格が上がっているために電気料金が上がるのは仕方がないという説明では納得感がない。どういう状況にあり、需要家にはどのような協力が求められているのかの多面的な取組が必要。
- 経済学の世界では単純に需要が多く供給が不足していれば、価格で調整すればよいのではないかという議論をしがちである。2011年の東日本大震災後に、経済学者が連名で価格をもっと柔軟に動かすことによって、価格メカニズムを使って電力不足に対応すべきと提言を出したが、社会はそれを受け入れなかった。社会がおかしいというのは、経済学者の傲慢な見方であり、必要なことは、人々がどういう取組であれば受け入れるのか、輪番停電は大変な取組であったが、とはいえ料金の値上げの方が更に受け入れ難いということだとすれば、人々の心理状態や、人々が何を優先しているのかを冷静に捉える必要がある。この観点から、価格メカニズムをうまくワークさせることは大事なことだが、電力広域機関というよりも制度を設計する側に求められているのは、需要家、国民が納得するシステムを使って運用していくことである。

### (事務局)

- 需要側の取組は、電力広域機関の供給側の取組とは別サイドだが、冬に向けた対策としては、節電ではなく省エネ、電力の効率的な利用の呼びかけとなる。どのような段階に至れば、需要家への呼びかけを強めていくかを整理したところである。状況がどう変わるのかを示す指標として、電力広域機関が行う kW や kWh のモニタリングを踏まえながら、供給側、需要側の対策を講じていく。

### (座長)

- 前世紀の後半からマーケットだけでなく組織を見るという経済学の流れがある。マーケットだけでなく組織でいかに補完するか電力広域機関にはまさに実践していただきたい。

### 資料4 組織体制のアクションプランの進捗と今後の方針について

### 資料5 電力広域機関における組織運用について

### (委員)

- 一度電力広域機関の役員になると、未来永劫戻れないのは制約上厳しすぎるのではないか。電力広域機関の役員には、有能な方に来ていただくことが重要である。
- もともといた会社に戻れるとすると、良いポストを用意して待つておくので、電力広域機関の在任中に、母体の利益を図る行為をすることが一番懸念される。単純に禁止は行き過ぎであり、電力広域機関の在任中に担当された業務と、再就職された後の仕事について問題がないかを中立的な第三者のなかで議論するような形を用意することで、信頼性を担保する仕組みをつくるのが良い。

### (委員)

- 資料4について、電力広域機関の機能強化・役割が増え、今後 GIO からの仕事が移管されることも踏まえると、人員も増加するのではないかと考えている。民間企業でよく言われている問題として、コングロマリット・ディスカウントという議論がある。小さい企業が複数集まり大きい企業になる場合や、1つの企業が成長して大きくなる場合、大は小を兼ねるといふ組織の規模が2倍になると、融通が効くなど様々なメリットがありそうなものの反対に株価で図ると、多面的な仕事をしてきた、組織の規模が大きくなると、各部門で  $1 + 1 = 2$  より小さくなってしまふ非効率性が発生すると言われている。
- 民間企業では、株価や時価総額で非効率性を一定程度図る指標があるが、電力広域機関は、明確な指標がない。組織が大きくなり、メリットもある一方で、なんらかのデメリットもありえる。人数が少なければ互いの顔が見えていたところ、人数が

増えて仕事が多様化すると、自分の仕事を他の人が理解していないことや、自分の部署を守るための取引に時間や費用も要するというデメリットが起こる。

- 機能強化は、時代の要請なので必要なことだと思うが、何らかのデメリットがないのか、組織のなかの風通しがよいのか、相互理解が進んでいるのか、このあたりの点にも配慮いただきたい。その点で勉強会を開かれている、それも若い人から順番に話せる取組は、若い職員に与えるメッセージが大きいので続けていただきたい。昨年度検証ワーキンググループ時に人材確保と教育について発言したが、適切に対応いただけていると理解している。
- 資料5について、再就職が制限される期間について結論は賛成。2年間という期間は適切である。国家公務員を含め他の機関について、そもそも何を目的として制約があるのかをしっかりと理解して、どの範囲での再就職についてきちんとモニタリングするの冷静に見ていく必要がある。2年間の期限で切れば良いのではなく、どういう範囲かを考えなければならない。再就職を規制する理由として、東日本高速道路を例にあげると、入札等に関連する受注企業等を対象企業として対象企業を限定している。受注企業等に対象をしぼるということは、在職中にその後の再就職を考えて行動がゆがむという在職中の問題と退任後、再就職後に在職中に得た情報や人脈を活用するという退職後の問題との2つに分けて捉える必要がある。2年間という期間は十分だと思うが、どういう仕事に就いていたか、どういう会社に就く際には問題がないかということを経験だけでなくきっちり考えていくことが重要。公的に近い組織が挙げられているが、一般の民間企業において、在職中に同業他社でアルバイトしてはならないことも含めて競業避止義務契約を結ぶことがある。企業の役員については、基本的には必要だとされているが、退職後に競業避止義務をかける場合もあるが無限に許されるかというところではなく、裁判の判例上、まずは必要性があること、日本国内での再就職や2年間以内という期間は認められる可能性が高い。同業他社の範囲としてどんな会社でも再就職できないのは、やりすぎであり、どこまでの範囲の仕事かの制限が必要とされている。また、代償措置があること、在職中に競業避止義務がない場合と比べて、少し高めの賃金・報酬を支払うこと、退職時の退職金を支払うこと、競業避止義務や再就職ができないことに対する補填部分が充実していること、これらを総合的に評価して、競業避止義務契約が合法化かどうか評価されると理解している。2年間は適切だが、それに伴いどういう業務をされていた方に、2年間という再就職について一定の制約がある時に、どの時点で代償措置が必要か必要ないのか、処遇についても考えていただくことが有益となる。

## (委員)

- 資料4で全体として期待される役割・機能を強化し、果たしてきたと思っている。もともと電力広域機関が立ち上がる際に期待されていた広域運用、事業者間の公平な競争環境の整備、電力の安定供給、こうした基本的な役割が強化され、進んできていることが確認できている。電力広域機関という組織に対して、中立で公平でしっかりと機能を果たしていると評価される一つの要素として、期待されている本来の役割・機能がしっかり果たされていることが非常に重要である。組織の在り方、役員の中立性・公平性の問題ももちろん重要だが、大前提は、この組織が期待されている役割が果たしているかどうか重要となる。そこが果たされていれば、役員の待遇、任期後の対応という点については、ある意味相対的には大きな問題ではない。資料4は課題がないわけではないが着実に進めていただいている。この進捗が定期的に示されることと、第三者的に検証を続けることが当面必要となる。
- 資料4のスライド13の組織運営・ガバナンスの在り方のところで、監査機能の強化、特に外部監査を導入することは重要である。FIT/FIP業務においては、従来にない大きな額の資金を扱うので、組織運営の中立性・公平性に加えてこれまでとは異なるタイプの適切なガバナンス、あるいは監査が機能しなければならない。外部監査の導入は、重要な精査方法の第一歩となる。ガバナンスの運営の進捗について示すことで、検証を続けていただきたい。
- 役員の退任後の再就職規制に関して、基本的に2年間という期限を明確にすることで良いが、いくつか留意する点がある。1つ目は改正するとすれば、運用ではなくて、定款に定めることにより、組織決定することが必要となる。2つ目は、スライド3の現行の定款では、今でも総会の議決を経れば、役職を就くことについて可能であると読める。行為規制は続くが、2年間を認める際に、それに伴う条件がどういう形で定められるかというところが、ガバナンスの強化が進行中のなかで、もともと発足時に電力広域機関の中立性・公平性をわかりやすく担保した方がいいという議論の過程があった。具体的な書きぶり、2年という期間を設ける時に、どういう条件でそれを定め、全体として役員の再就職においても、電力広域機関の中立性・公平性が保たれるという条件を明確にし、その条件によって全体としての中立性・公平性が確保されることが必要。原則として、基本的な考え方は良いが、手続とその具体的な条件について検討する必要がある。

## (委員)

- 資料4のアクションプランにおいて、在任中に電力広域機関の意思決定に不要な働きかけをするおそれがあるので、そこをモニタリングする必要があると考えた際に、電力広域機関内のガバナンスが効いているか、利益誘導されていないかを全般

的に見る存在が重要になる。誰がチェックするのかを考えた場合に、監事がガバナンスをモニタリングする立場にあると感じている。

- アクションプランにおいては、外部監査を導入し、外部の目を入れるということだが、外部監査として想定しているのは、会計監査的な決算、会計数値を前提とした監査と理解している。ガバナンス全般について監事、監査室の役割をどう評価されようとしているのか気になった。監事がしっかり役目を果たしているかを理事が評価する際に、何をもってそれが妥当かの判断がなかなか難しい。各理事の役割を明確にしたうえで、それに照らして、きちんと行われているかを判断することが必要になるので、理事・役員の役割を明確にした方がいい。2年間設けるということについては、一般的に無制限というのは厳しすぎる。前後のガバナンスやモニタリングをした方がいい。

#### (説明者)

- 電力広域機関の機能強化をしていくなかで、人数が大幅に増えていくわけではないが、地道にリクルート活動をしており、今年度10名弱程度増やしている。風通しや相互理解ということで、勉強会は始まったばかりであり、若い職員から発言や議題の持込みがあるため継続したい。資料4のP11に4つの部の体制でやっているなかで組織として縦割りになるので、横串で見る政策調整室というどこにも属さない室をつくり、チームとして全体を見るという組織体制を7月から始めている。
- FIT/FIP業務が追加になって、これまで以上に扱う額が増えていくので、外部監査の導入を検討している。監査室による監査や監事によるチェックについて、次回議論できるように整理してお示ししたい。

#### (事務局)

- スライド3で定款第34条第6項の書きぶりを、元いたところに戻るケースと一般的に電気事業に関わるということを書き分けているので、どういうふうに全体的に担保していくのか、検討したい。
- 在職中の利益誘導については、4スライド目に記載のある定款の役員の行動規範に関わるものである。疑惑をまねかないためにも、どういった形で親元の関係で何か変なことはないかという点を考えて方がいいという御指摘だったので、具体的にどのような仕組みが取れるのか、検討したい。
- 現行の定款でも第34条第4項で電気事業を行っている役員になって良いわけではない。対象範囲や競業避止義務の参考にということで、今回の資料では、単純に期間の話をしているが、事後的に何か状況が変わらないというところの具体的な担保措置を設けていくという趣旨となる。同様の考え方でどんな形での担保措置が考えられるか、検討したい。

**(座長)**

- アクションプランについては、委員からの議論を受け取っていただいて次回また議論となる。
- 資料4スライド11にある政策調整室が非常に重要となる。

**お問合せ先**

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

電話：03-3501-1749

FAX：03-3580-8485